特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	児童手当支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
草加市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
草加市長

公表日
令和7年3月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	●事務全体の概要 　児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ②所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 ④申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を照会する。
③システムの名称	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム、窓口支援システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表の81の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第44条第1～6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」とある項（106、107の項） ●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （令和6年デジタル庁・総務省令第22号） 　上記、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部こども政策課又は総務部庶務課 【こども政策課】048-922-1476 【庶務課】048-922-0954

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部こども政策課 048-922-1476

9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守してい。また、児童手当支給事務では、上記のほか、下記の局面でも特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力。 ・特定個人情報の記載のある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号管理システムへのアクセス可能な職員情報を毎年度更新することでアクセス権限の適切な管理を行っている。また、情報照会結果の履歴を定期的に確認することで、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策に特に力を入れていると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	Ⅰ 1. ③システムの名称	児童手当システム	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	Ⅰ 5. ②所属長	子育て支援課長　小中　一郎	子育て支援課長　長澤　富美子	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅱ 1. 対象人数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅰ 1. ③システムの名称	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム	事後	システム新設による修正
平成30年2月5日	Ⅱ 1. 対象人数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅰ 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長　　長澤　富美子	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	Ⅱ 1. 対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ 1. 対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅳ　リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅱ 1. 対象人数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 1. 対象人数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（26、30、87の項）	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87、106の項）	事後	根拠規定見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	根拠規定見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	根拠規定見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅰ　4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	Ⅰ 1. ②事務の概要	●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ②所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。	●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ②所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 ④申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を照会する。	事前	根拠規定見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅰ　4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87、106の項） （別表第二における情報提供の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」とある項（74，75の項）	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87、106の項） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」とある項（74，75の項）	事後	記載誤謬
令和4年12月7日	Ⅰ 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0151 子ども未来部子育て支援課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 子ども未来部子育て支援課又は総務部庶務課 【子育て支援課】048-922-1476 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	Ⅰ 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0151 子ども未来部子育て支援課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 子ども未来部子育て支援課 048-922-1476	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月5日	Ⅱ 1. 対象人数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅰ 1. ③システム名称	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム、窓口支援システム	事後	利用システムの追加に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅰ 5. ①部署名	子ども未来部子育て支援課	こども未来部こども政策課	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	Ⅰ 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 子ども未来部子育て支援課又は総務部庶務課 【子育て支援課】048-922-1476 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部こども政策課又は総務部庶務課 【こども政策課】048-922-1476 【庶務課】048-922-0954	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	Ⅰ 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 子ども未来部子育て支援課 048-922-1476	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部こども政策課 048-922-1476	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	Ⅱ 1. 対象人数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年3月26日	Ⅰ 1. ③システム名称	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム	児童手当システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム、窓口支援システム、サービス検索・電子申請機能	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年3月26日	Ⅰ 3. 個人番号の利用	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表第一の56の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第44条第1～6号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表の81の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第44条第1～6号	事前	根拠規定見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月26日	Ⅰ　4．②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87、106の項） （別表第二番における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」とある項（74，75の項） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」とある項（106、107の項） ●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （令和6年デジタル庁・総務省令第22号） 　上記、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事前	根拠規定見直しによる修正
令和7年3月26日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	項目なし	人手を介在させる作業の項目追加	事前	様式変更に伴う修正
令和7年3月26日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	最も優先度が高いと考えられる対策の項目の追加	事前	様式変更に伴う修正